

## インターネットによる議会中継・録画配信業務仕様書

### 第1 目的

福島県議会定例会及び臨時会並びに全員協議会を、インターネットによる議会中継・録画配信するため、機器の設置、中継映像及び録画配信業務の委託（以下「本委託業務」という。）を行うものである。

### 第2 委託期間

契約締結日から令和7年11月30日

### 第3 委託内容

「第2 委託期間」内に開催される福島県議会定例会及び臨時会並びに全員協議会に係る、インターネットによる議会中継及び録画配信業務。

#### 1 インターネットによる議会中継業務について

##### (1) インターネット配信環境の構築について

###### ア 配信環境の構築

各機器の調達及び設置、接続など配信環境の構築に必要なすべてのものについては、受託者が行うものとする。

ただし今後の会場設営の調整により、甲及び乙が協議し、その数等を変更することができるものとする。

イ オンライン接続に必要なインターネット回線は会場にあらかじめ敷設されているものを使用すること。

###### ウ 議場へ設置した機材等

定例会期間中等、その都度設置することが困難な場合は、設置された状態のまま保管すること。

その際甲は、善良な管理者の注意事項をもって物件を管理すること。

###### エ 音声データ

議会事務局が使用する音響システムから音声データを取得すること。

###### オ 各機器等について留意すべき仕様

(ア) 各機器については、設置場所を考慮し、できるだけコンパクトなものを選択すること。

(イ) カメラについては、放送業務用のENGカメラを使用し、フルハイビジョン画質の映像を安定して配信すること。また複数のカメラを設置する会場においては、カメラ映像を適切に切り替えるとともに、必要に応じ、各会場において当該映像に文字スーパーを追加することができるようにすること。

(ウ) 生中継時の映像については、同時録画保存される機能を備えるとともに、十分な容量の保存領域を確保したものであること。

カ 万が一に備え、代替用の設備を用意しておき、故障や障害が発生した場合にサービスを継続的に提供できるようにすること。

(2) 中継映像配信時の運用について

ア 第3の1(1)で構築したシステムや機器を利用して映像及び配信を行うこと。

イ 配信時のオペレータ配置と作業

配信を行う際のオペレータについては、全ての操作を習得したスタッフを最低2名以上配置して作業にあたること。

オペレータの主な作業は、以下のとおりとするが、配信に必要な作業が生じた場合には、これ以外の作業についても随時対応すること。

(ア) 中継映像配信のために必要な配信機器等の操作

(イ) 保存に必要な映像の加工

(ウ) 必要なデータなどのバックアップ

(エ) トラブル発生時の復旧や代替手段による配信

(オ) 配信報告用データの作成

(カ) その他、配信及び運用において委託者からの指示事項

(3) 録画配信業務について

中継映像の録画データを編集し、中継の翌日までに配信すること。

(4) 中継・録画映像の提供環境について

Y o u t u b e の福島県議会公式チャンネル

(5) 中継内容及び録画データの編集等について

別紙「中継映像・録画配信業務について」のとおり

#### 第4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるものの外、次の各号に掲げる書類（電子データ及び紙媒体1種）を提出すること。

1 契約後速やかに提出するもの

業務行程表（任意様式）

2 業務完了後に速やかに提出するもの

録画配信した電子データを、P Cで再生できるMP4形式のファイルでD V Dへ保存し、甲が別途指定する期日までに2枚納品すること。

#### 第5 留意点

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が誠意をもって協議し、法令等を遵守して実施するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

## 中継映像・録画配信業務について

### 1 中継映像配信業務について

配信業務にあたっては、Y o u t u b e の福島県議会公式チャンネルで公開されている過去の中継映像を参考とし、同様の内容を配信すること。

また、中継映像配信日午前9：00までに甲から乙へ送付される当日の会議資料（次第書等）に基づき、以下に留意すること。

#### (1) カメラ切り替えについて

ア 発言者を優先して表示させること。

イ 発言者がいない場合、挙手している議員又は全体を表示させるなど、適宜対応すること。

#### (2) テロップ表示について

ア 発言者がいる場合は、氏名、会派及び役職等をテロップ表示すること。

イ 開始前や休憩中は、そのことが分かる内容のテロップを表示すること。

ウ テロップの内容は、甲と適宜調整すること。

#### (3) 手話通訳者のワイプ表示について

ア 手話通訳者を撮影し、中継画面に表示させること。

イ 撮影場所及び手話通訳者の手配は、甲が行うこと。

### 2 録画配信業務について

#### (1) 録画データ編集について

ア 議会の審議等に関係のない場面（開会前、閉会后、休憩時間及び水差し交換等）は、カット編集すること。

イ 一般質問、代表質問及び総括審査会については、質問者毎にデータを作成すること。

#### (2) アーカイブ及び録画データ（編集後）の配信について

ア 翌朝までにアーカイブを公開すること。

イ 中継映像配信から3日以内に、編集後の録画データを配信すること。

ウ 発言者や議題毎にチャプター設定すること。

エ 配信したアーカイブ及び録画データに係る修正等について、甲から指示があった場合は対応すること。